

長岡市成年後見センターについて



担 当:長岡市福祉総務課

受託運営:社会福祉法人長岡市社会福祉協議会

権利擁護支援課

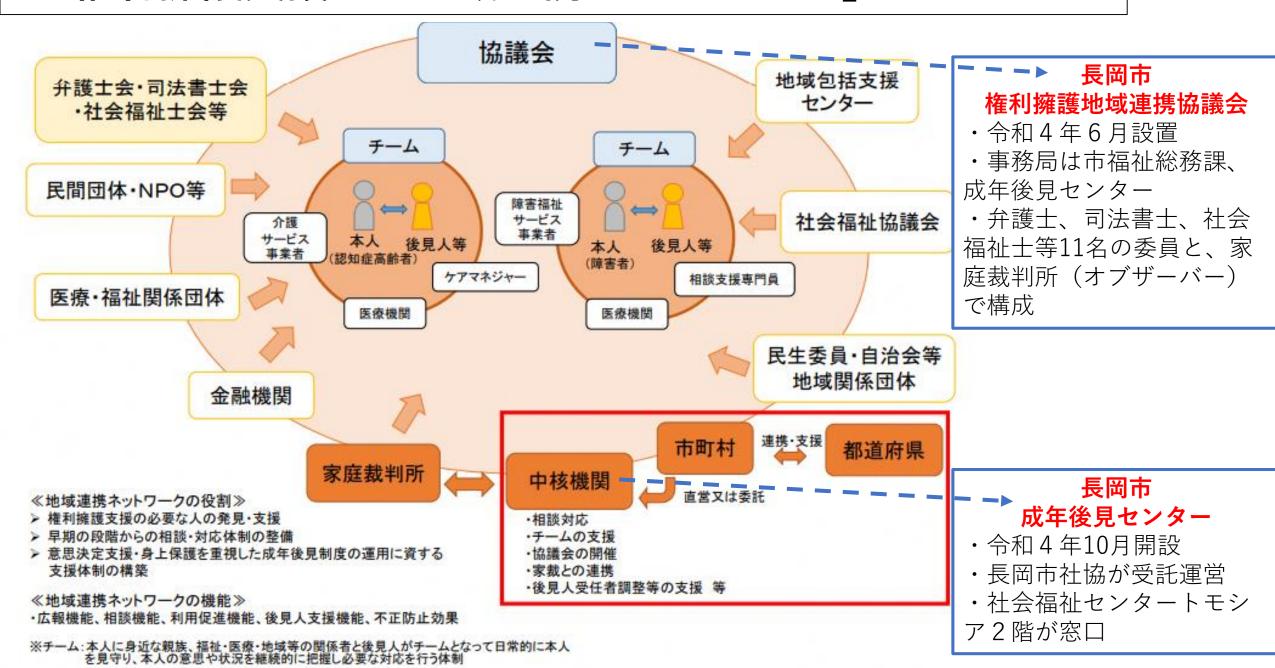


成年後見制度の適切な利用促進にむけて

地域共生社会の実現 成年後見制度利用促進法 第1条 目的 包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク 子ども支援の ネットワーク 高齢者支援の 権利擁護支援の ネットワーク 地域社会の見守り等の緩やかなネットワーク 地域連携ネットワーク 障害者支援の ネットワーク 生活困窮者支援の ネットワーク 自立した生活と地域社会への包容 権利擁護支援 (本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方) 意思決定支援 権利侵害の回復支援

- ・地域連携ネットワークの構築 (地域における保健・福祉・医療等 のネットワークと司法のネットワー クの協働)
- ・権利擁護支援を必要としている人 も含めた地域に暮らす全ての人が、 尊厳のある本人らしい生活を継続し、 地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を 加えた多様な分野・主体が連携する しくみをつくっていく必要がある。

権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」イメージ



長岡市成年後見センターの取組み

①権利擁護に関する相談支援



権利擁護に関する相談を 受け付け、困りごとなど をじっくり聞き、必要な 支援を考えます。

③地域連携体制の構築



医療・司法・福祉分野の 専門職等との連携体制づ くりを進めます。

②成年後見制度の普及・啓発



制度の理解を広めるため の研修会や相談会等を開 催します。



長岡市成年後見センターの取組み

④成年後見の申立て手続きの支援



家庭裁判所に申立てをする手続きの流れや必要な書類の作成方法、費用等を説明します。

6権利擁護支援の担い手の育成



地域住民を対象にした権利 擁護支援者養成研修等を実 施し、権利擁護支援の担い 手の育成に努めます。

⑤後見人等に対する支援



後見人等が適切な支援を行えるよう、関係機関と連携し、幅広い視点から助言を行います。

⑦ケース会議等の実施



専門職等の支援者が集まり、 本人に適した支援の検討を 行います。



こんな時にぜひご活用ください



- ・ご利用者の判断能力の低下に伴い成年後見制度を検討したい
- ・申立ては何から準備してよいかわからない
- ・親族への説明がうまくできない
- ・後見人とうまく連携が取れない
- ・どのような後見人が良いのかわからない
- ・日常生活自立支援事業と成年後見制度どちらの利用が適切か
- ・権利擁護支援が必要かの検討でケース会議に参加してもらいたい
- ・職員や利用者家族向けに成年後見制度の勉強会を行いたい

など



どうぞお気軽にご相談ください



長岡市表町2丁目2番地21 長岡市社会福祉センター「トモシア」2階

長岡市社会福祉協議会権利擁護支援課

長岡市成年後見センター

TEL: 0258-86-4715 FAX: 0258-33-6004